

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
0001010	「意匠権及び商標権の登録出願 手続」の知的財産管理技能士資 格を有する行政書士への開放	知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権及び商 標権の登録出願手続」を行う。	弁理士は産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が 少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義 務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産権業務として、産業財産権の権利変動 登録手続、植物新品種及び著作権の登録手続、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的 財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書 士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。 「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が 「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。		個人	香川県	総務省 経済産業省
0001020	行政書士の「紛争性のない契約締 結代理業務」の明確化	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法 に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくは これらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規 定する。	行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成す ること」について、総務省の公権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではない が、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博 昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁2001年)とある。 「行政書士の紛争性のない契約締結代理業務」を明確にするため、行政書士法に「紛争性のない契約締結代 理業務」を規定すべきである。 弁理士の「紛争性のない契約締結代理業務」は、弁理士法第4条第3項に規定されており、参考になる。 「紛争性のない契約締結代理業務」は弁理士法第72条に抵触しない。		個人	香川県	総務省 法務省
0001030	行政書士への行政不服審査代理 権の付与	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	政府規制改革会議が決定した「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)」に 「行政書士への行政不服審査代理権の付与」が例示されている。 行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理」を行う行政手続の専門家であり、 行政不服申立てに関しても、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされている(兼子仁東京都立大 学名誉教授「行政書士法コンメンタル」25頁・2004年)。一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行 法上の不服申立書等作成・提出手続代理にとどまらず、引き続き行政不服審査手続代理を行うことで、国民 の権利擁護や利便性の向上に資することができる。 行政書士以外の隣接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、そ の登録試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不 服審査手続代理が認められている。一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件 訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっ ているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは不合理である。		個人	香川県	総務省 法務省